

# 社会福祉 あきた

NO.  
**344**  
2018.1.31



特集

- P2 ①みんなの居場所づくりを考える  
県民フォーラム  
～広がれ、こども食堂の輪!全国ツアーin秋田～の開催
- P4 ②秋田県における広域災害福祉支援の  
仕組みづくりが始まります  
～秋田県広域災害福祉支援ネットワークセミナーを終えて～
- P6 【社会福祉法人の地域貢献】  
共に歩み、支え合う地域を目指して
- P8 介護福祉士を目指す生徒さんへ～入学前に入学準備金をお貸します～  
職場紹介リレー
- P9 皆様の善意
- P10 受けてみませんか?保育所のサービス第三者評価
- P12 【新コーナー】社協のいま～秋田市社会福祉協議会～

【写真】  
「雪遊び」  
(大仙市 すくすくだけっこ園)



ふれあいネットワーク

社会福祉法人 **秋田県社会福祉協議会**  
<http://www.akitakenshakyo.or.jp>

【特集①】『みんなの居場所づくりを

考える県民フォーラム』

～広がれ、こども食堂の輪！全国ツアー in 秋田～の開催



秋田県社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、社会福祉情勢の変化や地域生活課題等に関して、県民への普及・啓発や福祉関係者等との共通認識を図ることを目的に、年1回「県民フォーラム」を開催しています。今年度は、平成29年10月10日（火）に全国で取組みが広がっている「こども食堂」の視点による居場所づくりをテーマとし、開催しました（参加者155名）。

開催の目的

近年、生活困窮や子どもの貧困問題など、社会的課題が多様化しています。また、それらの課題の背景として、地域における人間関係の希薄化などによる「社会的孤立」が指摘されています。

国では、支え手と受け手という関係を超えて、住民一人ひとりが役割を持ち、相互に支え合いながら暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の

実現を目指していますが、世代を超えて住民が交流できる居場所づくりを進めることによって、孤立を生まない地域社会の構築につながるものと考えられます。

こうした中で、居場所づくりの取組みの一つとして注目を集めているのが、「こども食堂」の実践です。

全国で取組みが拡大する「こども食堂」の本来の目的の理解と、実践を通じた居場所づくりの全国的な普及・啓発に向けて、本会は

秋田県との共催で、「広がれ、こども食堂の輪！全国ツアー」実行委員会の協力を得て本フォーラムを開催しました。

「こども食堂」の意義

当日は、社会活動家としても著名な法政大学の湯浅誠教授から「居場所がつくる地域のつながり」と題して講演していただきました。

（講演の一部抜粋・編集）

「こども食堂」というと、貧困家庭の子どもを集めてご飯を食べさせるイメージですが、本来は「孤食の子どもと一緒に食べる場を作りたい」という思いから始まったものです。

参加対象を絞ってしまおうと「こども食堂に行く子は貧困家庭の子ども」という目で見られがちなので、運営者には「貧困家庭の子どものための食堂」ではなく、「地域の誰もが一緒に食事をとることができる場所」や「子どもが1人でも食事をとりに来られる場所」という視点が必要です。また、「こども食堂」では、食事の提供だけでなく、食堂に集まった人と一緒に「鍋を囲む」などの様々な「体験」が重要です。

自身の親などと違う人との出会いを通じて、新たな価値観を身に付けることが人生の選択肢を広げることにつながる。例え、一緒に将棋を指したり雑談をするなど、「時間」を共有する様々な人たちがあつて良いのです。

「こども食堂」に集まる人の中には、家庭や学校、地域において問題を抱えている人もいます。運営者は、その変化に気付いた時、どういった関係機関（学校や児童相談所等）と連携し対応することが良いかを理解しておくことが必要です。

しかし、支援することや、解決を図ることを食堂の目標



基調講演の様子

に大きく掲げてしまうと、誰でも気軽に来ることが難しくなってしまうため、注意が必要です。

重要なのは、食堂に集まる大人達が子どもたちと主体的に関わる関係性をつくることだ、

「子ども食堂」を通じて地域づくりにつながっていく点です。

特別なことではなくとも、多様な価値観に触れることが子どもたちの成長につながります。

### 県内での取組みの紹介

パネルディスカッションでは、県内で「居場所づくり」を実践している3名の方からそれぞれの実践を報告していただきました。

「向能代子ども食堂」（能代市）では、公民館を活用して、世代間交流の視点から、子どもに限定しない地域住民の居場所づくりの環境として子ども食堂を実施しています。

「NPO法人秋田たすけあい ネットあゆむ」（秋田市）では、子どもたちへの学習支援を通じた

居場所づくりに取り組むとともに、「隠れた貧困」に対応するため、制服リユース事業等を実施しています。

「NPO法人あきたキッズネットワーク」（横手市）では、PTA役員OBが中心になって、子どもと親が安心して過ごせる居場所として「あさひ子ども食堂」を実施しています。

それぞれのスタートの経緯や活動内容は異なりますが、各パネリストからは、住民同士のつながりを築く居場所づくりに向けた多様な手法が紹介されました。

また、コーディネーターである湯浅教授から、それぞれの取組みに対して、次のような助言がありました。

- ・ 協力者を増やすためには、顔の見える関係性づくりや、「手伝ってほしい」という情報を発信し続けることが重要。
- ・ 安心して集まるためには、2つのほけん（保健衛生上の「保健」と病気やケガなどに対応するための「保険」）が不可欠。

加えて、今後、「子ども食堂」を広げ、継続していくうえでのポイントとして、「ヒト」、「財源」、「食材の寄附」、「活動場

所」、「ボランティアの活用」などが挙げられました。

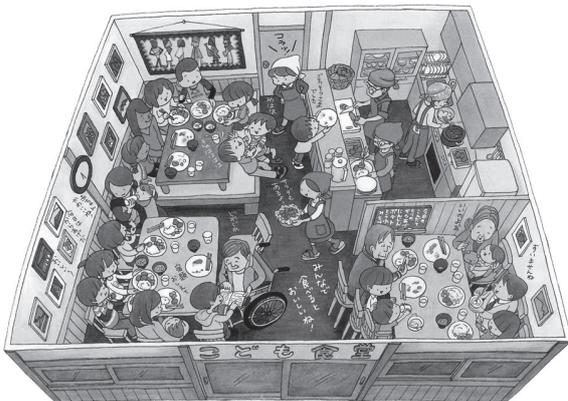
### 県民フォーラムを振り返って

この度の県民フォーラムでは、地域における居場所づくりを進めていく必要性を再認識しました。

参加者へのアンケートでは、子ども食堂の機能を理解したという意見が多く寄せられました。子ども食堂や居場所づくりの実践には、子どもから高齢者までの多世代交流のほか、福祉教育、介護予防等、多くの要素を含んでおり、様々な展開の可能性があることに



パネルディスカッションの様子



子ども食堂のイメージ（子どもだけでなく、様々な人が集まっている）

ついでに理解が得られたと思いません。

子ども食堂に集まった人たちが相互に、また、主体的に関わり合うことが「他人事」を「我が事」として考え、支え合う「地域共生社会」の実現にもつながるものと考えられます。

「子ども食堂」の意義と可能性を認識し、様々な人たちが連携して取り組むことが重要であることから、本会としても、全県での居場所づくりの活動の拡充に向けた取組みを進めていきます。

## 【特集②】秋田県における広域災害福祉支援の 仕組みづくりが始まります

～秋田県広域災害福祉支援

ネットワークセミナーを終えて～

### これまでの経緯

秋田県社会福祉協議会は東日本大震災以降、全国に先駆けて「災害ネットワークあり方検討委員会」を設置し、県内で災害が発生した際の福祉施設の連携について協議を行い、平成26年7月に各施設種別協議会と「秋田県社会福祉施設災害時相互応援協定」を締結しました。

その間、国では施設相互の応援だけではなく、体調を崩すなどにより避難所で亡くなる等の二次被害の増加への対応策についての検討が進められてきました。

そのきっかけは、東日本大震災で岩手県内の社会福祉士会をはじめとする職能団体が、それぞれの専門性を活かした地域住民の支援を行うおとしたものの、泥あげなど一般ボランティア的な活動しか

できなかつたことでした。

福祉のスキルに基づいた支援が必要であるという観点から、「岩手県内職能団体等による災害支援会議」を設置し、岩手県や国へ働きかけを行った結果、全国各地で「災害派遣福祉チーム」の具体化が始まりました。



災害派遣福祉チームの重要性を講義する  
東北福祉大学 都築教授

現在、災害派遣福祉チームは秋田県を除く東北5県をはじめ、全国で設置が進んでおり、本県においても平成28年度から検討を行い、30年度の設置を目指しています。

### 秋田県広域災害福祉支援 ネットワークセミナー

本会は秋田県と共催で昨年12月22日、秋田キャッスルホテルにおいて「秋田県広域災害福祉支援ネットワークセミナー」を開催し、85団体・事業所から計108名が参加しました。

セミナーでは、災害派遣福祉チームの必要性を説明したほか、昨年度から努力義務化された「社会福祉法人における地域公益活動」につながる取組みであることも紹介しました。

講義では、本会が設置している「秋田県広域災害福祉支援ネットワーク会議」の委員である東北福祉大学の都築光一教授から、「戦後の高度経済成長期から平成にかけて労働力人口が都市部に集中し、地方には高齢者など福祉の支援を必要とする人たちが多く、東

### 秋田県災害派遣福祉チームの概要（案）

- |              |   |
|--------------|---|
| 1. 目的        | 被災地に設置された一般避難所において、地域住民の2次被害を防ぐために活動します。  |
| 2. 活動内容      | 1チームは6名程度で編成します（高齢、障害、保育の3分野を含む）。<br>災害時に一般避難所で、福祉の支援を必要とする人をスクリーニングにより発見し、福祉避難所や医療機関等につなぐほか、避難所における生活の不便さの解消に向けて、福祉的視点により環境の改善に努めます。 |
| 3. 活動期間      | 5日間程度（移動日を含む）   |
| 4. 体制        | 秋田県及び秋田県社会福祉協議会が連携して実施する。   |
| 5. チーム員になるには | 次の全てを満たす者<br>①社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保育士等の資格を有し、福祉事業所の実務経験3年以上の者<br>②社会福祉法人・事業所からの推薦がある者<br>③秋田県災害派遣福祉チーム員基礎研修（2日間）の受講者                  |
| 6. 経費        | 研修の参加費は無料ですが、研修参加に係る旅費等の経費は参加者の負担です。災害時に、秋田県災害派遣福祉チームとして出動した場合の経費（傷害保険料を含む）は秋田県が負担します。  |

また、岩手県災害派遣福祉チーム事務局を担う岩手県社会福祉協議会の加藤良太主査からは、平成28年台風十号により被災した岩泉町での活動経験に基づき、「支援対象者は、高齢者、障害者と思われがちですが、乳幼児を含めた子



岩手県災害派遣福祉チーム実践報告  
岩手県社会福祉協議会 加藤 氏

日本大震災ではそのような方々が多数犠牲となりました。被災者支援の一環として、東北地方において全国に先んじて、災害派遣福祉チームの体制づくりを進めることは大変意義があることです。」との話があり、東北各県が統一された考え方に基づいてこのチームを作り上げる重要性が説明されました。

また、本年と同様のセミナーも開催し、県内の広域支援体制の整備に関する啓発を行うこととしています。

社会福祉法人をはじめ、福祉事業所の方々には広域支援の趣旨を十分に理解いただき、職員の参加について御協力をお願いします。

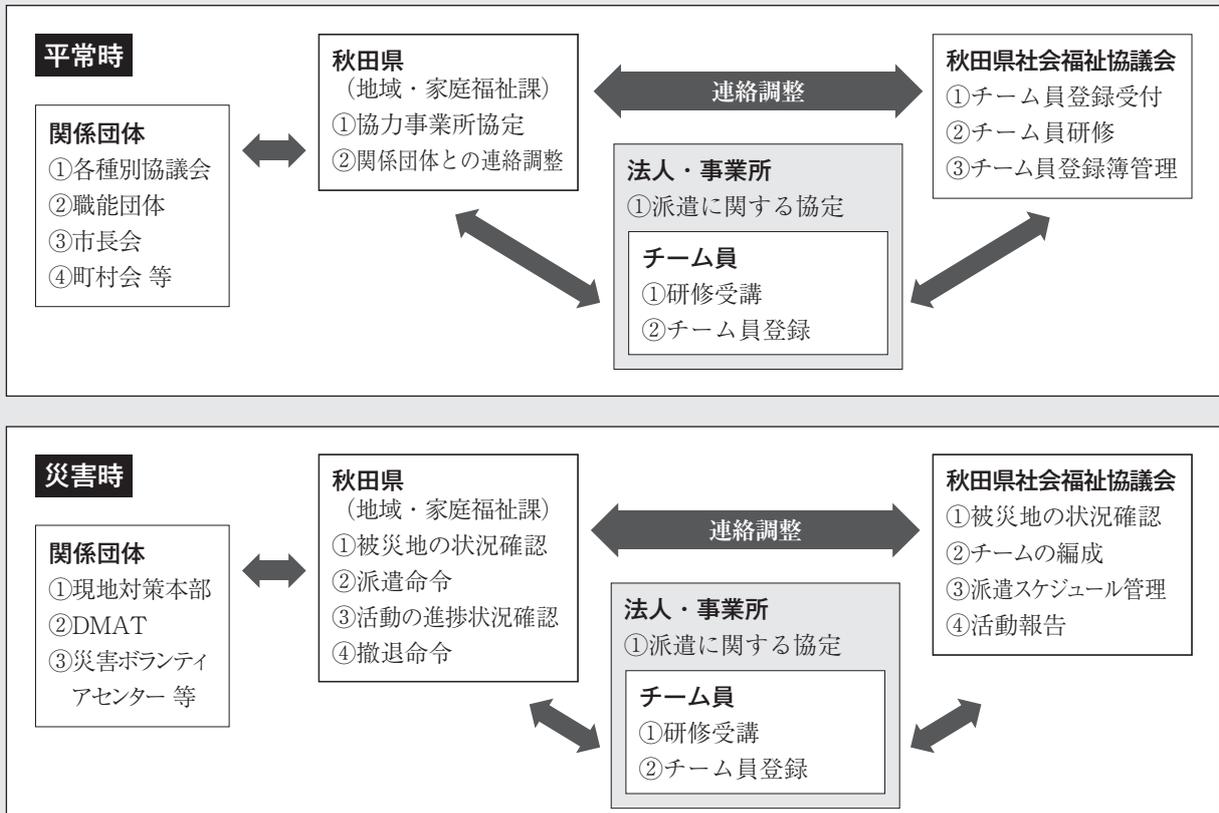
今後、平成30年度のチーム設置に向け、3月にはチーム員の募集を開始し、また、チーム員の登録に必要な基礎研修は、6月下旬から7月上旬の実施を予定しています。

**この後の予定**

ども、妊産婦、外国人、観光客も含まれます。被災地では行政を含めた「受援力」と支援が必要だという声をいち早く挙げられるような環境づくりのほか、支援者の受入態勢の整備をもっと考えてほしい。」との話がありました。

このほか、チームの本部となる秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課から「秋田県が目指す災害派遣福祉チーム」と題して説明があり、本会からは事務局として、研修の概要や体制等について説明しました。

**秋田県災害派遣福祉チームの動き**



## 社会福祉法人の 地域貢献

社会福祉法人 敬仁会

共に歩み、支え合おう

地域を目指して

社会福祉法人敬仁会は昭和61年の設立以来、老人福祉、地域福祉の事業を展開してきました。そして新たな福祉の時代を見据え、より地域に主眼を置いた取組みを行うべく平成29年1月に地域密着型特別養護老人ホーム聚恵苑を開設し、4月にはデイサービスセンターはまなすを潟上市天王地区の中心部へ移設しました。

この地から、これからの施設の在り方を提言し、法人の理念でもある「すべての利用者の方々それぞれの尊厳・個性を尊重し、充実した生活を送られること」を目指し、次のことに取り組んでいます。

### 地域と生きる

「聚恵苑」「はまなす」共に交流ホールを設置しており、陶芸教室やミニコンサート、落語会、あきぎん竿燈会など地域住民参加型のイベント等を行っています。夏祭りは町内会と合同で企画、運営することにより、地域と施設の一



クリスマスコンサート。  
交流ホールを活用し、  
地域の輪も広がっています。



町内会と企画・運営した  
ミニコンサート with 夏祭り。  
150名が来場。



敬老の日。お祝いに、あきぎん竿燈会が妙技を披露。

体感を生み出しました。

「はまなす」には自家菜園も整備し、近所の園児や一人暮らしの高齢者などが種をまき、育て、収穫する過程を一緒に楽しんでいます。

秋には「みんなの収穫祭」と題し、野菜作りに関わってくれた方をはじめ、潟上天王つくし苑（障害福祉サービス事業所）や地域の企業と協力し、収穫した野菜を使い、とん汁うどんや焼き芋を皆で味わいました。子どもからお年寄りの、障がいのある方を超えた地域交流の場を実現することができました。

また、東湖八坂神社例大祭、町内運動会、小学校の発表会等にも声をかけていただき、利用者、職員共に地域の行事へも積極的に参加しています。

### 安心な社会に変わるためには

様々な行事や地域交流を進める中で見えてきた課題が、地域住民という社会資源の発掘と活用方法でした。その矢先に、潟上市社会福祉協議会より「社会福祉法人・施設と社協の連携による地域公益活動推進モデル事業」の提案をいただきました。社協と施設の機能をマッチングすることにより、課題解決の糸口が見つかるとは考え、本法人が取り組むべきと判断し参画を決めました。

具体的な取組みとして、地域のサロンやボランティア団体などへ、法人から専門職を派遣し、介護予防や認知症予防の実技、地域福祉についての勉強会などを行っています。

また、イベント等は地域参加型



利用者、園児、地域の方も一緒に  
野菜作りに取り組んでいます。



施設職員が出向いて  
ボランティア団体やサロンで  
楽しく、真剣に勉強会。



異業種研修会  
地域のことを皆で考えています。

にすることで、社協や民生委員が把握している高齢者や障がい者の参加を促し、引きこもり防止、居場所づくりへつなげています。この活動で新たな福祉人材も発掘できるのではないかと期待しています。サロンやボランティア団体から地域の活性化に一翼を担う人

材を発掘し、その方々とイベントを一緒に企画し、さらに多くの人と繋がることにより、地域交流の本質が見えると思っています。取り組みの一つの繋がりがまた地域課題解決の手段と考えています。地域包括ケアシステムの実現には、顔の見える『小さな繋がり』をいかにたくさん作るかが鍵であり、それが『小さな社会』を生み、その連鎖がやがて『安心な社会』へと変わる。公益活動が目指すところはそこにあるのではないのでしょうか。

**まちづくりを考える**

過疎化により衰退している地域を活気付けるための起爆剤とすべく、異業種研修会も行いました。施設を会場に、若手経営者や職員を対象にした「リーダー研修」、まちづくりに向けた共通理解を目的とした「チームビルディング研修」、具体的な取組みを考える「クラウドファンディング研修」を行いました。もちろん法人職員も参加し、地域で活躍する異業種の方とまちづくりについて考え、議論し、それぞれの役割と方向性について確認しました。

地域と共に歩み、支え合う施設の実現へ向けて確かな一歩を踏み出したところですよ。

材を発掘し、その方々とイベントを一緒に企画し、さらに多くの人と繋がることにより、地域交流の本質が見えると思っています。取り組みの一つの繋がりがまた地域課題解決の手段と考えています。地域包括ケアシステムの実現には、顔の見える『小さな繋がり』をいかにたくさん作るかが鍵であり、それが『小さな社会』を生み、その連鎖がやがて『安心な社会』へと変わる。公益活動が目指すところはそこにあるのではないのでしょうか。

**新登場**

がんを含む  
病気やケガの備えに

**ちゃんと応える  
医療保険**  
EVER

**No.1**  
★★★★  
アフラックは  
がん保険・医療保険  
契約件数 No.1  
平成28年版「インシュアランス生命保険統計可」

●契約年齢●  
0歳～  
満85歳  
まで

心配な「がん」の備えに

**新 生きるための  
がん保険** Days

■募集代理店(アフラックは代理店制度を採用しております) ©商品およびサービスの詳細は「契約概要」等をご覧ください。

**ナカイ株式会社 秋田支店**

**☎0120-712-816**  
**FAX 018-866-1762**

〒010-0914 秋田市保戸野千代田町6-8 千代田ビル1F

(引受保険会社)

「生きる」を創る。

**Affac**

**アフラック**  
秋田支社  
〒010-0923 秋田市旭北錦町5-50  
シティビル秋田3階  
Tel.018-863-9723 Fax.018-863-9448

AF広報2017-0005-1703018 1月16日

## 介護福祉士養成校へ入学する方へ 入学前に入学準備金をお貸しします

秋田県社会福祉協議会では、介護福祉士修学資金貸付制度について、平成30年度以降に介護福祉士養成校に進学を希望する方が、入学前に入学準備金（20万円以内）の借入ができるよう見直しを行いました。

例えば、高校3年生の場合、高校在学中に借入の申請ができるようになり、当会の審査を経て貸付が決定した場合は、直ちに入学準備金、入学後には修学資金等を交付します。県内で介護福祉士の業務に従事しようとする方を応援する制度ですので、どうぞご利用ください。

養成校を卒業した後、県内で介護福祉士の業務に従事し、引き続き5年間（過疎地域※は3年間）従事した場合には、貸付金の返還が全額免除されます。

※秋田市、潟上市、大潟村を除く22市町村及び秋田市の一部（旧河辺町）

【貸付対象者】  
貸付申請時に卒業見込みの高校

生（既卒者含む）で、学業成績等が優秀であり、経済的理由等により貸付が必要と認められる方

### 【貸付金額】

入学準備金 20万円以内  
修学資金 月額5万円以内  
就職準備金 20万円以内

国家試験受験対策費用 4万円以内  
この他に、生活保護世帯等へは、生活費加算制度があります。

### 【申請方法】

高等学校長の推薦状を添付し、申請書類を当会に提出してください。

### 【申請期限】

平成30年3月15日（木）必着

◎養成校入学後にも、修学資金等の貸付募集がありますので、養成校を通じての申請も可能です。

問合せ先

地域・施設振興部

秋田県福祉保健人材研修センター  
TEL (018) 864-2880

**職場紹介**

**リレー**

No.19

このコーナーでは、本会員施設・市町村社協等の広報担当者による職場紹介をリレー形式でお届けします。

**『子ども真ん中に据えた園づくり』**

社会福祉法人 大空大仙  
事務局長 伊藤 敏夫

大空大仙は設立10年を迎えることができました。

現在12の保育施設を経営しており、次年度は協和地区3園が統合し7つ目の幼保連携型認定こども園としてスタートする予定です。

さて、大空大仙の自慢は保育環境の良さです。どの園も広大な緑地に設置されており、こども達がのびのびと元気に走り回ることが出来ます。運動会も自前の園庭で行われます。

当法人は基本理念の一つに「こどもを真ん中に据えた園づくり」を掲げております。施設運営の方針は、この基本理念の実現のため、常にこどもを中心とした保育活動を主体に、保護者や、地域との連携を深め、こども達に関わる全ての人々の支えをい

ただきながら、皆で大空のように包み込み、健やかな育ちを目指すことです。

また、就学前園児と小学校との連携、中学生との合同避難訓練、地域が離れているため3園合同の地域間交流など、施設ごとに特色ある保育・教育の充実に努めております。

昨年7月の集中豪雨では協和淀川保育園が床上浸水の被害に遭い、使用不能となりました。9月30日で廃園となりました。幸い、こども達や職員に被害が無かったことが救いでありました。お見舞いや激励の言葉をいただきました関係者の皆様はこの紙面をお借りし、心からお礼を申し上げます。



中仙東保育園 2歳児の保育風景。

**皆様の善意**

〔平成29年10月～12月15日現在〕  
ご寄附



東部ガス株式会社  
秋田支店様



タプロス株式会社様  
株式会社高重商店様



秋田菱友会様

- ・タプロス株式会社様 307,800円
- ・株式会社高重商店様 183,000円
- ・秋田菱友会様 29,733円
- ・秋田県火災共済協同組合様 100,000円
- ・東部ガス株式会社秋田支店様 139円
- ・空飛ぶ車いす同好会様

**指定寄附 4件**

- ・表千家同門会 秋田県支部様 63,359円
- ・蹊仁会 ファミリー園様 7,370円
- ・三皇通り町内会しゃらの会様 11,280円
- ・秋田市仏教会様 425,891円
- ・大雨被害見舞金として大仙市へ

**物品預託**

- ・秋田銀行様  
ミュージカル東海林太郎伝説  
— 秋田が生んだ永遠の歌声 —  
招待券 150枚
- ・秋田県内の福祉施設へ



秋田銀行様

- ・秋田放送様  
点字カレンダー 100枚
- ・県内の視覚障害者支援施設  
及び団体3カ所へ

- ・株式会社日立物流東日本様  
スタンダードタイプ車椅子 3台
- ・秋田県社会福祉会館へ



株式会社日立物流東日本様

【善意の募集について】  
県民の皆様、各企業・各種団体様からの社会福祉へのご寄附をお待ちしております。

【用途に関するご希望について】  
主に地域における社会福祉活動やボランティア活動の推進など地域福祉推進のための「一般寄附」と、寄附者が用途を特定する「指定寄附」があります。詳しくはお問い合わせください。

問合せ先  
総務企画部  
TEL(018)864-2711

**災害遺児愛護基金事業関係**

災害遺児愛護基金事業では、交通・労働・自然災害により、父や母が亡くなったたり、重い障害が残った場合に、中学生までの子どもの心身のすこやかな成長を願い、見舞金や小・中学校入学祝金、中学校卒業祝金、激励金を支給しています。

**災害遺児愛護基金事業へのご寄附**

- ・秋田県バス協会様 187,920円
- ・秋田市交通安全母の会連絡協議会様 6,080円
- ・秋田春光懇話会様 14,000円
- ・金 康宏様 10,000円
- ・ギャラリー杉様 107,992円
- ・秋田県労働福祉協議会様 100,000円



秋田県バス協会様

福祉サービス第三者評価とは？

「福祉サービス第三者評価（以下「第三者評価」という）」は、監査とは役割が異なり、法令上定められる最低基準を満たしたうえでの「よりよい」福祉サービスの提供を目的に実施されるものです。事業所内部で行う自己評価をもとに、中立的な立場である第三者評価機関（以下「評価機関」という）が外部からの客観的な視点で事業所の優れている点や、改善が求められる点を報告書にまとめます。第三者としての視点が保たれるよう、保護者へのアンケートや事業所訪問によるヒアリング、評価機関に設置する評価決定委員会による審議など、複数の方法により評

受けてみませんか？  
保育所の  
福祉サービス  
第三者評価

保育所の保育指針が10年ぶりに改訂され、平成30年4月から施行されます。これまで以上に保育の質に注目が集まることが予想され、各保育所における専門性の向上や、現在の新たな課題への対応力が求められます。

また、「福祉サービス第三者評価」を実施する際の基準となる保育所版ガイドラインも平成28年3月に改正されています。

質の高い福祉サービスを目指す方策の一つとして位置づけられている「福祉サービス第三者評価」について紹介します。

価を行います。

評価結果は評価基準の細目ごとに a・b・c の3段階で評価し、判定理由を記載してお示しします。これは、事業所のランクづけではなく、「よりよい」福祉サービスへの到達度を示すものです。

受審するメリットは？

第三者評価は、結果を公表することにより、保護者が保育に関する情報を得ることができ、保育所の選択などに役立てることができ

ます。また、サービスの質の向上に積極的に取り組む事業所として、地域に向けた発信もできます。

しかし、それ以上に重要なことは、第三者評価受審の過程で自

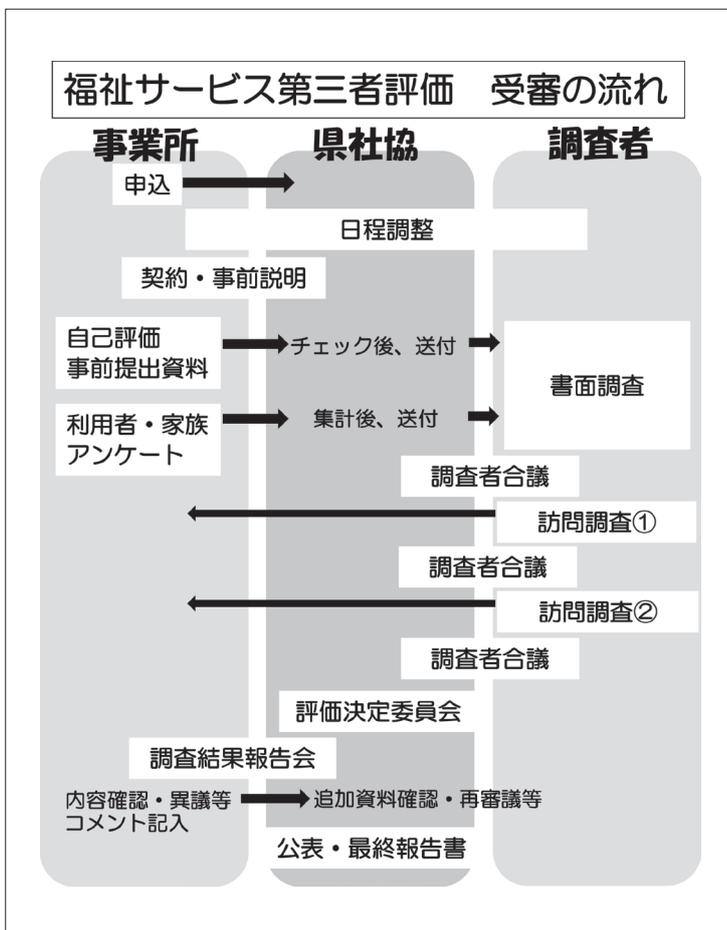
設の取組み、保育内容や保育の質について振り返る作業を通じ、職員「の気づき」が生まれやすくなることです。また、質の高い保育を目指すために「何を大切にしているのか」「どのように育てようとしているのか」「そのためにどのような環境を用意しているか」といった現状を可視化し、改善に向けた取組みについて共通理解を深めることができます。

第三者評価は、「事業所が評価

されると考える」のではなく、「事業所が活用する」ことで真価を発揮します。サービスの質の向上や保育所の強みの「見える化」の方策の一つとして、受審を御検討ください。

本会で実施している福祉サービス第三者評価の受審を希望される場合は、パンフレット等の参考資料をお送りします。

総務企画部企画情報担当  
TEL(018)864-2740



平成29年度 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

# ボランティア活動保険

全国200万人  
加入!!

## 保険金額

保険金の種類		プラン	Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,320万円	1,800万円	
	後遺障害保険金		1,320万円 (限度額)	1,800万円 (限度額)	
	入院保険金日額		6,500円	10,000円	
	手術 保険金	入院中の手術		65,000円	100,000円
		外来の手術		32,500円	50,000円
	通院保険金日額		4,000円	6,000円	
	特定感染症の補償		上記後遺障害、入院、通院の 各補償金額(保険金額)に同じ		
葬祭費用保険金 (特定感染症)		300万円(限度額)			
賠償責任	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)		

## 年間保険料(1名あたり)

タイプ	プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ		350円	510円
天災タイプ※ (基本タイプ+地震・噴火・津波)		500円	710円

※天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償します(天災危険担保特約条項)が、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

●後遺障害も  
フルカバーなので  
安心です!!

## 保険金をお支払いする主な場合

- 清掃ボランティア活動中、転んでケガをして通院した。(ケガの補償)
- 活動に向かう途中、交通事故にあって亡くなられた。(ケガの補償)
- 活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になって入院した。(ケガの補償)
- 家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花びんを落としてこわした。(賠償責任の補償)
- 自転車ボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。(賠償責任の補償)

# ボランティア行事用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

地域福祉活動や  
ボランティア活動の  
さまざまな行事における  
ケガ、賠償(主催者責任)  
を補償!!

## 保険金額

A・B・Cプラン共通(A・Cプランは熱中症危険補償特約セット)

保険金の種類		補償内容	
ケガの補償	死亡保険金	400万円	
	後遺障害保険金	400万円(限度額)	
	入院保険金日額	3,500円	
	手術 保険金	入院中の手術	35,000円
		外来の手術	17,500円
通院保険金日額	2,200円		
賠償責任	対人事故	1名・1事故 2億円(限度額)	
	対物事故	1事故 1,000万円(限度額)	

※賠償責任の補償の限度額は、補償の対象となるリスクの種類ごとに適用されます。

## 保険料(1名あたり)

※詳しい内容は、パンフレットをご覧ください。

Aプラン (宿泊を伴わない行事)			
A1の行事	A2の行事	A3の行事	
1日 28円 (最低保険料 560円)	1日 126円 (最低保険料 2,520円)	1日 248円 (最低保険料 4,960円)	
Bプラン (宿泊を伴う行事)			
1泊2日(2日間)	239円	2泊3日(3日間)	293円
Cプラン (宿泊を伴わない、かつ参加者が事前に特定できない行事)			
A1の行事			
1日 28円(最低保険料 560円)			

## 送迎サービス補償

(傷害保険)

- ◆送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

## 福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

- ◆ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

●このご案内は概要を説明したものです。お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ●

団体契約者 ▶ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課  
TEL: 03(3349)5137  
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 ▶ 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763  
営業時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。



## 社協のいま

秋田市社会福祉協議会

今号から隔号で掲載する新コーナーです。秋田県内各地の社会福祉協議会から、最新の情報をお届けします！

### 見守りネットワーク事業と連携した安心キット事業の取組み

秋田市内には、おおむね小学校区ごとに地区社会福祉協議会（地区社協）が組織されています。地区社協は、自分たちの地域を自分たち自身の手で住みやすいまちにしていくことを目的とする自主的な住民組織です。現在38か所ある地区社協は、秋田市社会福祉協議会（秋田市社協）の下部組織としてではなく、パートナーとして対等な立場でお互い協力し合いながら、それぞれ地域の実情にあわせて、地域性を活かした地域福祉活動に取り組んでいます。

### 見守りネットワーク事業

秋田市社協では、地域における高齢者等の孤立予防を図るため、平成13年度から見守りネットワーク事業を展開しています。地区社協、地区民生児童委員協議会（地区民児協）、町内会、福祉協力員などの協力を得ながら、一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯などのうち、特に孤立しがちで日ごろか

ら見守りが必要な世帯への定期的な訪問・声かけ活動・安否確認等を行ってききました。

しかし、時代の流れとともに、年々対象者の把握が難しくなってきたことや地域関係の希薄化が進み、訪問のきっかけがつかめないなどの課題も目立つようになっていました。

### 安心キット事業との連携

秋田市社協では、そのような課題を踏まえたうえで、見守りネットワーク事業と連携して救急医療情報キット（安心キット）事業を平成22年度から実施することになりました。設置することで「きつと安心できる」ということから安心キットと名付けました。

安心キット事業とは、あらかじめ「かかりつけ医」や「持病」などの医療情報を専用の容器に入れ、冷蔵庫に保管しておくこ



とで、自宅で具合が悪くなり救急車を呼ぶなど「もしも：」のときに、その情報を救急医療に活かす取組みです。専用の保管容器、医療情報



などを記入する安心カード、ステッカー（玄関用・冷蔵庫用各1枚）を1セットとして希望する人に無料で配布しています。

この事業は、単に安心キットを配布するだけでなく、新たに設置するときや医療情報を記入する安心カードの定期的な更新が、訪問や声かけのきっかけとなっているほか、対象者とのコミュニケーションがより一層円滑になり、見守りネットワーク事業の充実強化にもつながっています。

当初、配布対象を75歳以上の一人暮らし高齢者、80歳以上の高齢者のみの世帯、その他設置が必要な方としていたものを、平成26年度から年齢制限をなくし、配布対象を拡大したこともあり、現在では1万世帯を超える世帯で利用されています。

### 地域福祉推進体制の強化

安心キット事業を始めるに当

たっては、実施体制を「地区社協」「地区民児協」「町内会連合会等」の協働体制としたことにより、多くの地区でこの三者による話し合いの場が設けられました。各地区において地域福祉推進の土台となっている三者の連携がさらに強化され、今後、様々な地域福祉活動を進める体制づくりのきっかけになっていきます。

### 秋田市社協のネットワーク

また、安心キット事業の推進を図るため、毎年、幅広い関係者と意見交換や情報交換を行うようにしています。これにより、これまで秋田市社協とつながりの薄かった市消防本部や市医師会との連携も強化されました。また、安心カードの情報の更新とその呼びかけについて介護事業所等へも依頼していることにより、関係機関とのネットワークも広がりを見せています。こうして生まれたネットワークを社協の強みとして次の事業につなげていきたいと考えています。

2018年1月号 平成30年1月31日発行  
発行／秋田県社会福祉協議会  
秋田県秋田市旭北栄町1番5号  
TEL 018-864-2711  
FAX 018-864-2702